

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



Newsletter

December 2016

Corporate & Tax Global Update

<号外>平成 29 年与党税制改正大綱 特集号 1

はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

平成 28 年 12 月 8 日、政府与党より平成 29 年度税制改正大綱が公表されたことを受けて、本号は「税制改正大綱 特集号」と題して、税制改正大綱で示された改正項目のうち、日系多国籍企業に特に影響のあると考えられる外国子会社合算税制（以下、「タックスヘイブン対策税制」）及び組織再編税制の改正案について概観し、実務的な影響等を解説します。

平成 29 年度税制改正大綱では、タックスヘイブン対策税制に関する広範囲な改正が織り込まれており、海外で事業展開を行う多国籍企業には影響が少なくないと考えられます。なお、例年どおりであれば、税制改正法案は 2017 年 1 月以降の通常国会で提出、2017 年 3 月末に可決され、改正法の一部は 2017 年 4 月 1 日開始事業年度から適用されることとなります。

主要な改正項目

- I. [タックスヘイブン対策税制の改正](#)
- II. [スピンオフ税制及びその他の組織再編税制の改正](#)

I. タックスヘイブン対策税制の改正

改正のポイント

- 改正法は外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日開始事業年度から適用される。
 - 外国関係会社の租税負担率が 20%未満（トリガー税率）である場合に課税関係が生じ得るという現状の大きな枠組みは維持されるが、英国における法人税率の引き下げ*に伴うトリガー税率の引き下げは見送られる。
 - 現行税制ではタックスヘイブン税制が一切適用されなかった、租税負担率が 20%以上（オランダ、ベルギー、スイス、ルクセンブルク等が該当すると考えられる）の外国関係会社についても、一定の実体を満たさない限り合算課税の対象となる。実体の判定として、現行の管理支配基準を用いることが想定されており、いわゆる純粋持株会社である海外子会社が射程距離に入る可能性がある。ただし、租税負担率 30%以上の海外子会社は従前どおりとなる。
 - 租税負担率 20%未満であるが適用除外要件を満たす外国関係会社についての部分合算課税の範囲が拡大され、外国関係会社の受動的所得に対する税負担の増加が見込まれる。ただし、一定の要件を満たすグループ内貸付の利息等が除外されることとなる。
 - 対象となる外国関係会社の範囲を資本関係 50%超の連鎖で判定することとなり、日系企業が過半数を所有しない外国企業との JV 会社について、JV 相手方に日本の居住者又は内国法人が存在することによりタックスヘイブン対策税制の対象となり得る問題が解消されることとなる。
 - 全般的には課税対象を拡大する改正であるが一定の要件を充足する場合には除外される仕組みとなっている。ただし、これらの要件は「事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事」、「重要な業務を通じて製造に主体的に関与」、「業務の通常過程で生じる」など、明確な線引きが困難となることが予想される定性的な要件が多く含まれており、かかる文言どおりに立法化された場合には、解釈について疑義が生じることも想定される。
- * 英国の法人税率は現在 20%であるが、2017 年 4 月以降 19%に引き下げられる予定であり、2020 年 4 月以降さらに 17%に引き下げる法案が既にまとめられている。

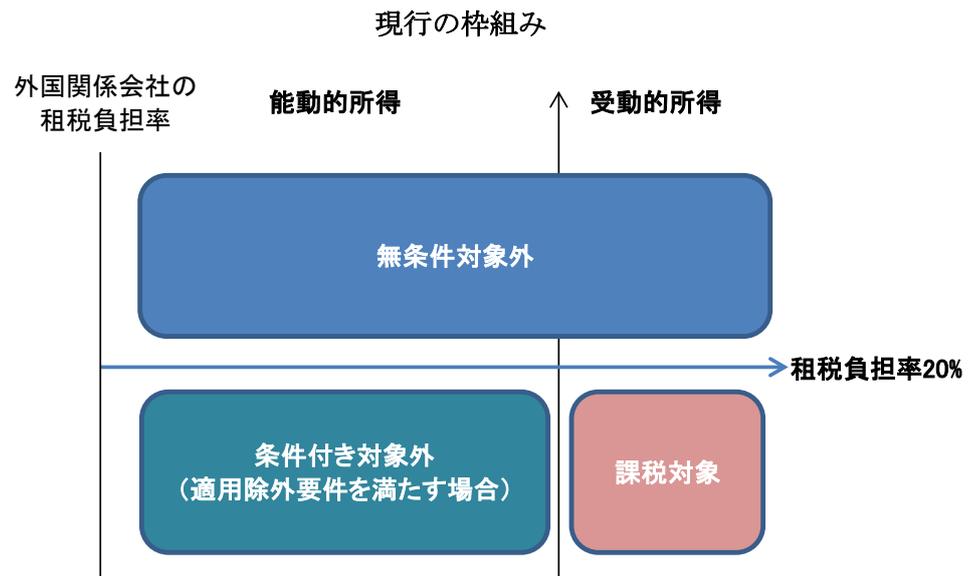
具体的な改正内容

1. 概略

平成 29 年度税制改正大綱で示されたタックスヘイブン対策税制の改正は G20/OECD の税源浸食と利益移転 (BEPS) 最終報告書 (平成 27 年 10 月) を受けた我が国における国際税務の改正の目玉とされており、実際今年春からの税制調査会での議論も極めて活発であったことは巷間伝えられているところである。今回の改正は、平成 4 年に現行の租税負担率による判定方式が導入されて以降最も大規模な改正となっている。かかる改正は、外国関係会社を有している日系多国籍企業のおおよそ全てに影響があると考えられ、改正法施行日 (平成 30 年 4 月 1 日) までに現状分析を行うとともに今回の改正の影響を詳細に確認し、必要に応じて海外事業の再編等によって対応する必要がある。

(A) 現行制度の概要

現行制度では、タックスヘイブン対策税制の大きな枠組みとして、① 外国関係会社の租税負担率が 20% 未満であるか否かにつき (改正法との対比でいえば) 「2 階層」によりグループ分けを行い (原則)、② さらに租税負担率 20% 未満である外国関係会社について、事業実体判定による適用除外及び一定の受動的所得についての部分合算課税を行う (例外) という仕組みとなっている。これを図で示すと以下のとおりである。

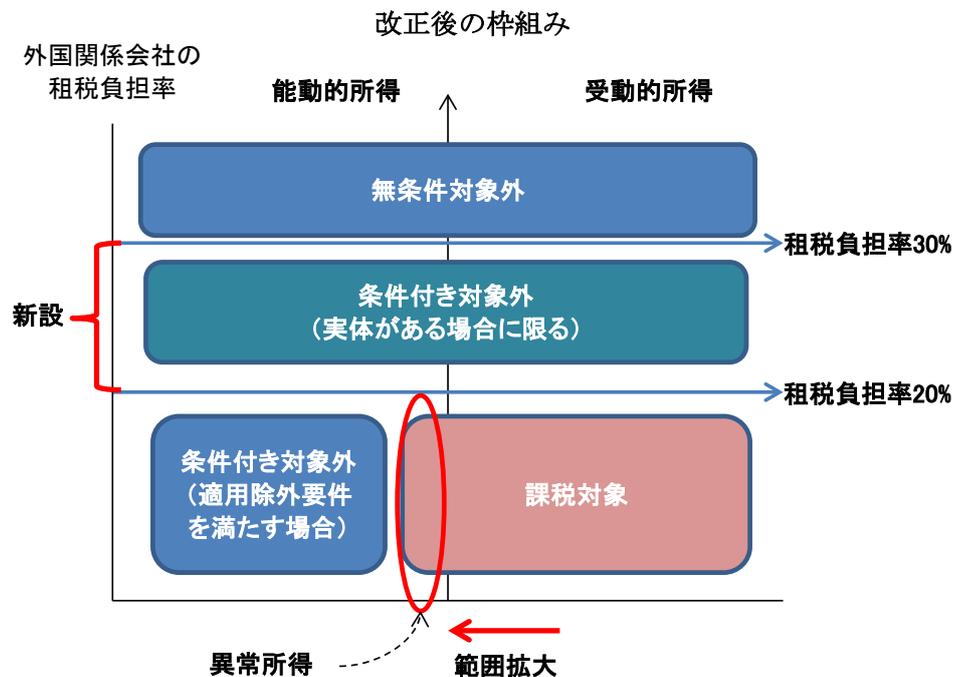


出典：税制調査会の会議資料に基づきペーカーマッケンジーにて作成

(B) 改正案の内容

平成 29 年度税制改正大綱での改正案では、(ア) 現行の租税負担率 20% 未満を基点とする原則的な判定基準に加えて、(イ) 租税負担率 20% 以上 30% 未満の 카테고리を創出し、「3 階層」の構造とすることが示されている。さらに (ウ) 上記②の例外としての非合算 (いわゆる「適用除外」)・部分合算 (いわゆる「一定の受動的所得の合算課税」) 措置に関しては、部分合算課税の対象となる受動的所得の範

圏を拡大するとともに、異常な利益率となっている場合には実体を伴っている事業所得についても課税対象にすることとされている。これを図で示すと以下のとおりである。



出典：税制調査会の会議資料に基づきペーカーマッケンジーにて作成

以下においては改正案の特色について項目ごとに説明し解説を加える。

2. 租税負担率 20%以上 30%未満の外国関係会社（特定の外国関係会社）の合算課税【新設】

現行の制度では、外国関係会社の租税負担率が 20%未満（トリガー税率）であるかどうかは極めて重要な意味を持ち、租税負担率が 20%以上である外国関係会社については、タックスヘイブン対策税制の適用は一切関係がない。そのため、多くの日系多国籍企業は租税負担率が 20%以上である国に持株会社等を設立しているとともに、外資企業の誘致を政策上の重要課題と考えている国や地域の中には日本のトリガー税率を意識して、政策的にこれより高い税率を維持していた国又は地域もあるように見受けられる。

平成 29 年度税制改正によって租税負担率 20%以上 30%未満の外国関係会社は、以下の要件の全てを充足しない限り、当該外国関係会社の所得全体が合算課税の対象になることとなった。なお、以下の全ての要件を充足する外国関係会社については後述する部分合算課税は適用されない。

(A) 財務大臣が指定する国又は地域に本店等を有していないこと（ブラックリスト）

この要件は、租税に関する情報交換に非協力的な国又は地域を指定することが想定されていると考えられるが、現時点において具体的な国又は地域は明らかにされていない。これらの国又は地域に本店等を有

していると、実体が具備されている場合であっても合算課税の対象となる。

(B) 事実上のキャッシュボックスでないこと

この要件は、総資産に対する受動的所得を生じさせる資産の割合が**50%**を超え、かつ受動的所得の割合が**30%**を超える場合には、下記(C)の基準を満たす実体があったとしても全ての所得が合算課税の対象となるというものである。具体的には以下のように計算するとされている（ただし、現地でライセンスを取得している一定の金融子会社等については別の基準が設けられている）。

① 受動的資産基準

(有価証券、貸付金、無形固定資産等の合計額)
/ 総資産 > 50%

② 受動的所得基準

受動的所得（利子、配当等、有価証券譲渡益、ロイヤリティ等）
/ 総資産 > 30%

グループでの投融資を行っている外国関係会社であれば、分子の利子から一定のグループ内貸付の利子、**25%**以上の持分を有する他の会社からの配当も除外されるため、受動的所得割合が**30%**を超えることは基本的にはないと考えられる。また、余剰資金を投資資産に運用するにしても総資産の**30%**を超えるリターンがあるような状況も現実的には考えにくい。そうすると、この要件を満たさないことによる合算課税の射程の対象となる外国関係会社は、(i) 無形資産保有会社、(ii) マイノリティ投資を行ってキャピタルゲインを狙う会社（VC等）になってくるのではないかと考えられる。

(C) ペーパーカンパニーでないこと

この要件では、以下のいずれかの要件を満たす必要がある。

- ① 主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有していること（実体基準）
- ② その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること（管理支配基準）

税制改正大綱の記述では、実体基準又は管理支配基準の「いずれか」を満たせば合算課税対象外とされている点が注目され、これらの要件及び他の要件の全てを満たさなければ適用除外とならない租税負担率**20%**未満の外国子会社とは大きく異なる。このうち実務上悩ましい問題となる可能性があるのは、管理支配基準であろう（ただし、実体基準の方がハードルは低いと考えられる）。管理支配基準は、現行制度でも適用除外要件の一つとなっているが、「事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること」の射程距離が必ずしも明確でないことから実務上問題となることが少なくない。現行の実務での通説としては、例えば子会社管理規定に基づいて、外国関係会社の一定の事項について日本の親会社が決済をしていることのみをもって、子会

社が管理支配を自ら行っていないとまではいえないという解釈が定着しているようである。ただし、顧客との交渉、信用管理や受発注といった事業遂行にかかる個別具体的な項目（例えると「箸の上げ下げ」）にまで日本の親会社等、他の法人が行っている場合には管理支配基準を満たさないと判断される可能性がある。

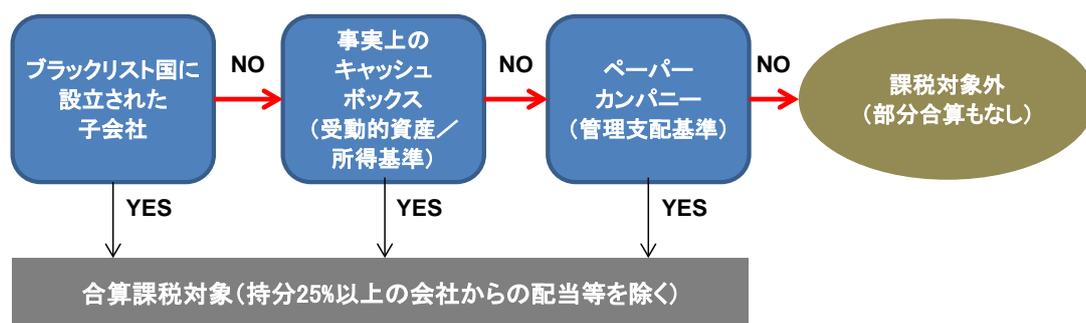
管理支配を自ら行っていることを客観的に証明する大きな要素としては、現地における取締役・従業員の存在、その人数等が挙げられる。この点、とりわけ租税負担率が **20%以上**でありこれまでタックスヘイブン対策税制の対象とならない国又は地域で、日系企業が海外持株会社を設立している国又は地域（オランダ等）によっては、現地会社法による居住者取締役要件を充足するために取締役を派遣するサービスなどもあることから、税目的というより持株会社という役割・機能に鑑み、実体を有して事業に従事する現地取締役や従業員が存在しない持株会社の例は多数存在すると考えられる。改正税法下では、このような場合に管理支配基準を充足していないと判断される可能性が極めて高く、改正後は基本的にこのような外国関係会社は、実体基準を満たさなければ合算課税の対象になると考えられる。

実体基準は、事務所等（賃貸でも満たすとされている）の固定施設の有無を捉えており、管理支配基準の方がハードルが高いこともあり、実務的には問題となっていなかった要件と考えられる。ただし、税制改正大綱で示された租税負担率 **20%以上、30%未満**の外国子会社の合算課税の対象可否には重要性が増すため、解釈における疑義が生じることも考えられなくはない。

仮にいずれの要件も満たさずに合算課税の対象となるにしても、発行済株式総数の **25%以上**を有している他の法人から受領する配当については、合算対象所得からは除外されるため、そのような配当所得については結果的に影響がない。影響があるとするれば、配当所得を原資としてグループ内で貸付を行っている場合、投資資産を有している場合であろう。

改正税法でのタックスヘイブン対策税制の判定フローの概要を図で示すと以下のとおりである。

租税負担率20%以上、30%未満の外国子会社の課税対象判定フロー



出典：ベーカーマッケンジーにて作成

現行制度では、租税負担率が20%以上である事業年度において生じた欠損金は、租税負担率が20%未満となり、かつ適用除外要件を満たさずに合算対象金額が生じた場合でも繰越控除が認められないという構造となっている。今回の税制改正大綱では明記されていないものの、租税負担率20%以上30%未満の категорияが創設されたため、この問題が解決される可能性もある。詳細は税制改正法案を待つことになる。

なお、改正法の施行後は租税負担率20%以上30%未満の外国関係会社についても、タックスヘイブン対策税制の適用の有無の確認を行う必要性が生じるため、每期租税負担率を確認する等の追加の事務負担が生じることになると考えられる。しかし、本社の税務部門が全ての外国関係会社の実効税率その他現地税務申告の状況を把握することは外資系多国籍企業では至極当然のように行われていることであることもまた事実である。よって、日系多国籍企業にとりては、今回の改正法の施行は、全世界ベースでの税務コスト管理、税務のガバナンスを構築する好機でもあるといえることができる。

3. 部分合算課税対象所得の範囲拡大（現行の租税法第66条の6第4項）

平成29年度税制改正において課税強化の方向に動く項目で影響が最も大きいと考えられるのが部分合算課税対象所得範囲（現行法でいうところの「一定の受動的所得についての部分合算課税」の対象範囲）の拡大と考えられる。具体的には以下のとおりの改正が予定される。

	現行制度の対象範囲	平成29年度税制改正大綱	
		対象範囲	除外項目
①	債券の利子、償還差益	全ての利子	①グループ内貸付の利子 ②現地法令に準拠し貸金業を実体をもって行う外国関係会社が受ける利子 ③通常の業務の過程で得る預金利子
②	持株割合10%未満の配当	全ての配当等	持株割合25%以上の法人から受ける配当。化石燃料を採取する事業に従事する外国法人から受ける配当については持株要件を10%以上に据え置き
③	【新設】	有価証券の貸付の対価	なし
④	持株割合10%未満の株式譲渡益、債券の譲渡益	全ての有価証券の譲渡損益	持株割合25%以上の株式譲渡益
⑤	【新設】	デリバティブ取引損益	①ヘッジ目的で行われることが明らかなデリバ

現行制度の 対象範囲	平成 29 年度税制改正大綱	
	対象範囲	除外項目
		ティップ取引等 ②現地法に準拠し、商品先物取引業等を実体をもって行う外国関係会社のデリバティブ取引等
⑥	【新設】	為替差損益 通常の業務の過程で生ずる為替差損益
⑦	【新設】	その他金融所得（キャッチオール）（投資信託の収益分配、時価評価有価証券の評価損益等が該当すると考えられる）
⑧	船舶・航空機の貸付の対価	全ての有形固定資産の貸付けの対価 ①主として本店所在地国で使用される有形固定資産 ②実体をもって行う有形固定資産の貸付
⑨	特許権等の使用料	無形資産の使用料 ①自己開発の無形資産 ②自らの事業の用に供している無形資産
⑩	【新設】	無形資産の譲渡損益 ①自己開発の無形資産 ②自らの事業の用に供している無形資産
⑪	【新設】	異常な超過利益 一定の基準あり

基本的に全てのカテゴリで合算対象範囲が拡大し、又は新しいカテゴリが新設されることとなる。留意点としては以下のとおりである。

(A) グループ内貸付にかかる利子所得

租税負担率が 20%未満で適用除外要件を満たす外国関係会社が、余剰資金等を他の外国関係会社に貸し付けるという活動を実体を具備して行っている例は少なくない。そのため、部分合算課税の対象となる利子所得からグループ内貸付にかかる利子が除外されたことは、日系多国籍企業の国際競争力維持という観点では望ましい方向性である。

ただし、除外されるグループ内貸付は、当該貸付を行う外国関係会社が「本店所在地国においてその役員又は使用人が金銭の貸付け等を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること等の要件を満たす」必要がある。このうち「貸付け等を的確に遂行するために」に「通常必要と認められる業務の全て」という要件に関して、本店所在地国で役員又は使用人が従事するという点は、明確な

線引きが困難と考えられる。人員を要する金銭の貸付に関する業務の典型例としては与信管理等が挙げられるが、かかる業務をグループ内の貸付という特殊な状況にも当てはめることができるかという論点も潜在している。「的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに役員又は従業員が従事している」という除外要件は他のカテゴリーにも存在するため、実際の適用に当たっては解釈に疑義が生じる可能性がある。

なお、かかるグループファイナンスの利子の除外の範囲について、税制改正大綱では「利子等」とはしていないことから、大綱の文言通りに立法化される場合にはグループ内での保証料が含まれないことになるものと思われる。

(B) 通常の業務の過程で得る預金利子、通常の業務の過程で生ずる為替差損益の除外

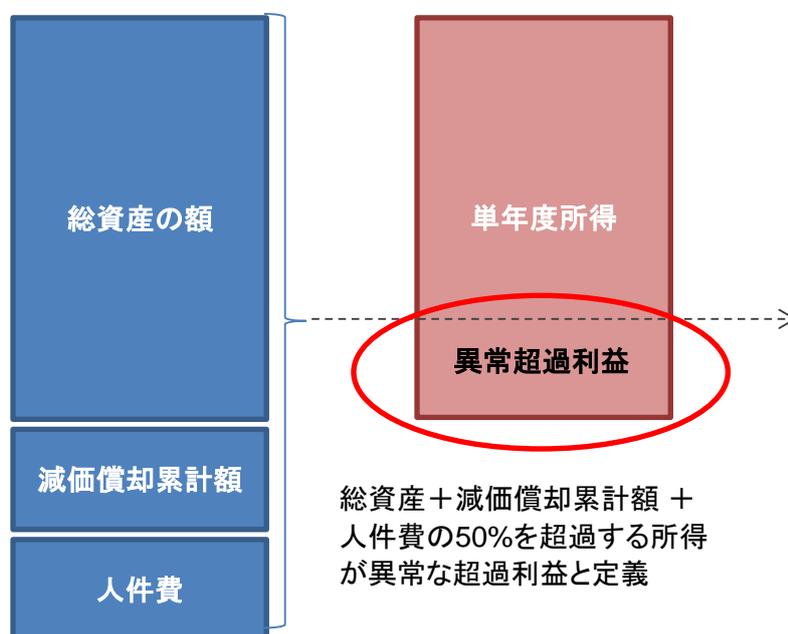
立法段階で「通常の業務の過程」が定義されない場合、解釈に幅が生ずる可能性がある。通常の業務の過程ではない預金というものが存在し得るのかも考えられ、例えば余剰資金にかかる預金が想定されているのかという問題がありうる。

(C) 異常な超過利益

外国関係会社の異常な超過収益は、例え実体が具備されているとしても部分合算の対象とするという趣旨と考えられるが、税制改正大綱では以下の算式で計算した金額を部分合算課税の対象となる異常な超過収益としている。

$$\text{部分合算課税の対象となる異常超過利益} = (\text{外国関係会社の所得} - \text{他の部分合算対象所得}) - (\text{総資産の額} + \text{減価償却累計額} + \text{人件費}) \times 50\%$$

異常な超過利益の計算方法



出典：ペーカーマッケンジーにて作成

総資産の測定時点などの詳細が不明ではあるものの、その事業年度の所得が、減価償却累計額を加えた総資産の額にさらに人件費を加算した金額の50%を超過する利益を異常な超過利益と捉えており、通常の製造業であれば部分合算課税の対象となることはないようにも考えられる。しかしながら、タックスヘイブン対策税制は事業年度毎の判定が基本であり、景気動向の影響を受けやすい事業においては、このような利益が単年度ベースで生じる可能性も考えられる。その他、この異常な超過利益に該当し得るケースとしては以下が考えられる。

異常超過利益の例1：設備投資が比較的少額で無形資産の価値が高い業種

研究開発等の期間費用によって、ある特定の価値のある無形資産が生み出され、かかる無形資産を使用した製品の販売原価が極めて少額な業種等が、これに該当する可能性がある。例えば製薬（創薬）業、ソフトウェア（ゲーム）開発業などが考えられる。このような業種の製造原価は極めて低く大規模な設備投資を要しないため、単年度ベースでは比較的少額の人件費で高い総資産利益率となる可能性がある。総資産の額に加算されるのは人件費とされており、開発活動を非関連者に委託等している場合には、さらに異常な超過利益が生み出される可能性がある。

異常超過利益の例2：自社工場がない又は製造工程の大部分を第三者に委託している企業

伝統や広告宣伝等により自社製品・商品のブランド力が非常に高いものの、製造工程を第三者に委託しているような企業は、自社で製造するよりも総資産利益率が高くなる傾向があると考えられる。総資産の額に加算される人件費が自社の従業員に限定される場合、超過利益が生じる可能性がある。このような業種としてはラグジュアリー製品、高付加価値な食品の販売業などが挙げられる。このような企業の場合（例1も含めて）、超過利益の源泉は外国関係会社ではなく日本親会社にあるのではないかという移転価格税制の問題もあり得るが、日系企業が買収した外国企業が外国で維持発展させた無形資産から、このような超過利益が生じる場合も十分に考えられ、かかる超過利益を日本で合算課税の対象とする必然性には疑問がないわけではない。

異常超過利益の例3：事業や不動産の売却益が生じた事業年度

外国関係会社が営んでいた適用除外要件を充足する実体の伴った事業を、当該外国関係会社が事業年度の中で売却して多額の譲渡益が生じた場合や自社利用不動産を売却して多額の譲渡益が生じた場合など、現行税制では基本的には適用除外要件を充足するという整理のもと合算課税の対象にはならないと考えられる。しかしながら、事業の全てを売却した後では、当該外国関係会社に資産が残されていない及び事業譲渡後は人件費が発生していないという状態となっていることから、最終的な法令の規定にもよるが、機械的に計算すると単年度ベースでは異常な超過利益が発生してしまうことも考えられる。

このように、税制改正大綱の記述のみで考えると異常な超過利益の部分合算課税制度にはさまざまな問題が潜在しており、最終的な法令の規定振りが注目される。

(D) 部分合算課税の方法及び欠損金の繰越等

部分合算課税の対象となる金額は以下の2つのグループに分かれ、それぞれ以下のように計算することが想定されているようである。

	部分合算課税対象 カテゴリー	計算方法
グループ1 (個々のマイナス 概念なし)	利子、配当、有価証券の貸付の対価、無形資産の使用料、有形資産の貸付及び異常所得	これらの所得の金額の合計額
グループ2 (個々のマイナス 概念あり)	有価証券譲渡損益、デリバティブ取引損益、為替差損益、その他金融所得、無形資産の譲渡損益	<ul style="list-style-type: none"> ✓ これらの所得の金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には零） ✓ その事業年度開始の日前7年以内に開始した各事業年度において生じたグループ2の所得の金額が零を下回る部分の金額に相当する金額がある場合には、その事業年度のグループ2の所得の金額の計算上控除する

グループ2の欠損金の繰越控除の記述から、同一年度のグループ2の損失をグループ1の利益と相殺することを認めないことが想定されている。また、現行の部分合算課税の対象となる各所得は、それぞれ収入から原価等を控除した「残額」と規定しており（租特法第66条の6第4項）、損益通算が認められない構造となっている。このことから、グループ1はグループ1内のカテゴリー間の損益通算を現行制度同様に認めないことを想定していると考えられる。他方、グループ2については欠損金の概念が想定されていることから、グループ2はグループ2内のカテゴリー間の損益通算を認めることを念頭に置いていると考えられる。現行制度では、部分合算の対象となる金額は、外国関係会社全体の所得を限度とすることとされているが、改正法ではかかる限度額は撤廃される可能性がある。

4. 金融子会社等に関する部分合算課税制度【新設】

現地法令に準拠して銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国関係会社で、本店所在地国においてその役員又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること等の要件を満たす場合には、部分合算課税の対象となる所得が限定される措置が導入されることとなる。

金融子会社の部分合算課税の対象所得及び計算方法は以下のとおり。

	部分合算課税対象カテゴリー	計算方法
グループ 1	異常な水準の資本に係る所得	計算方法の明示なし マイナスの概念なし
グループ 2	① 有形固定資産の貸付けの対価 ② 無形資産使用料 ③ 異常な超過利益	個々にマイナスの概念なし
グループ 3	無形資産の譲渡損益	マイナスの概念はあるが、他のグループとの通算不可 グループ 3 の所得についてのみ欠損金の繰越あり

税制改正大綱によれば、金融子会社の部分合算課税の対象所得は、上記 3 グループの合計とされていながらも、それにかかわらず、(i) グループ 1、または(ii) グループ 2 及び 3 の合計額の、いずれか大きい金額の合計額とされている。金融子会社が多額のグループ 2 及び 3 の所得を得ることは想定されず（異常な超過利益は考えられなくもない）、「異常な水準の資本に係る所得」がなければ、部分合算課税対象金額は生じないと整理される。

なお、「異常な水準の資本」についての具体的な記述はない。

5. 外国関係会社の判定における間接保有割合の改正（租特法第 66 条の 6 第 2 項一号）

現行制度では、タックスヘイブン対策税制の対象となり得る外国関係会社とは、日本居住者（特殊関係非居住者を含む）又は内国法人が直接又は間接に 50%超の持分又は請求権を有する外国法人が該当するとされている。この 50%超持分について、間接保有割合は掛け算方式で判定することとされている。このことから例えば、日系企業が過半数を取得しない外国企業との間での JV 法人についても、JV 相手の外国企業の株主に日本居住者又は内国法人が含まれていれば外国関係会社に該当することとされている。税制改正大綱では、かかる間接保有割合の判定は 50%超の株式等の保有を通じた連鎖関係で判定する方式に改正すると記載されている。

また、資本関係は 50%超に達していない場合においても、外国法人の残余財産のおおむね全部を請求することができる等の関係がある場合には、当該外国法人を外国関係会社の範囲に加えるという改正が行われるとされている。これは実質支配基準の導入とも考えられ、最終的な法令の規定振りが注目される。

6. 経済活動基準（適用除外基準）の整備（租特法第 66 条の 6 第 3 項）

現行制度では、租税負担率が 20%未満である外国関係会社が一定の適用除外基準を満たせば、会社単位の合算課税の対象から除外されることとされている。改正法では、これを「経済活動基準」という名称に改め、所要の調整を行うこととされた。主な改正点は以下のとおりである。

	改正前	改正後
事業基準	船舶又は航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社は、実体が具備されていても事業基準は満たさない	船舶又は航空機の貸付けを的確に遂行する業務の全てに現地役員又は従業員が従事する場合には事業基準を満たす
実体基準及び管理支配基準	主たる事業を他の者に委託する場合には実体基準及び管理支配基準は満たさないとされる可能性がある	現地でライセンスを取得して保険業を営む外国関係会社が、他の者に業務を委託している場合、当該他の者が実体基準及び管理支配基準を満たしていれば、当該外国関係会社も満たすものとされる
所在地国基準	製造を他国の第三者に委託している場合（来料加工等）、主たる事業である製造を本店所在地国で営んでいないものとされ、所在地国基準を満たさない	製造委託の場合でも、本店所在地国において製造における重要な業務を通じて製造に主体的に関与していると認められる場合には、所在地国基準を満たすように所要の整備が行われる

船舶又は航空機の貸付けに関する事業基準の改正は、平成 28 年度税制改正大綱においても今後の課題として明記されていたものである。製造委託に関する所在地国基準の改正は、近年、香港子会社が中国における第三者に製造委託している場合のタックスヘイブン対策税制の適用関係に関する審査請求や訴訟が相次いでいたことから、これを整備する目的の改正と考えられる。

7. 改正法の施行時期

タックスヘイブン対策税制の改正は、外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度から適用される。

[最初のページに戻る](#)

II. スピンオフ税制及びその他の組織再編税制の改正

改正のポイント

- 税制適格スピンオフとなる要件としては、スピンオフ前に「支配関係がない」必要があるとともに、スピンオフ後も支配関係がないことが見込まれてなければならない。
- スピンオフ税制において、米国で行われているような事業の切り出しと当該事業の他の法人との結合を行う場合に税制適格となるかについてはケースバイケースである。また、スプリットオフは対象外のように思える点で、米国のスピンオフ税制とはものさしが異なると考えた方がよい。
- 金銭対価での完全子会社化は、対価要件のみでは非適格組織再編とはならなくなる。
- 公開買付後の完全子会社化については、連結納税グループへの加入に伴う時価評価の対象外となるメリットが生じる改正と考えられる。
- 実務上懸案であった自己創設営業権の時価評価の問題はなくなる。

具体的な改正内容

1. 概略

かねてより経済産業省から「第4次産業革命」に対応し、企業の機動的な事業再編成を促進するための措置として特定の事業を切り出して独立会社とするいわゆる「スピンオフ」を課税繰延措置の対象とすることが要望されていた。このことを背景として、平成29年度税制改正大綱では、かかるスピンオフを課税繰延措置の対象とする法人税法等の改正案が示されている。また、今回の税制改正大綱では組織再編税制についての重要改正も示されている。以下ではこれらの改正のうち主要なものを解説する。

スピンオフに関して以下の2つのカテゴリーが示されている。その上で、これらにそれぞれにつき以下の各要件を充足する場合には課税繰延とする措置が講じられる。この改正は平成29年4月1日以降に行われる分割又は現物分配から適用されると考えられる。

	分割型分割	子会社株式の現物分配
再編の形態	分割法人が分割事業を分割承継法人に分割し、分割と同時に分割承継法人の株式を株主に比例的に交付する	現物分配法人が完全子法人の株式を株主に対して比例的に交付する
支配要件	分割法人が分割前に他の者による支配関係がなく、分割承継法人が分割後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること	現物分配法人が現物分配前に他の者による支配関係がなく、子法人が現物分配後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること
資産引継ぎ要件	分割法人の分割事業の主要な資産負債が分割承継法人に移転していること	なし
従業員引き継ぎ要件	分割事業の従業者のおおむね80%以上が分割承継法人の業務に従事していること	子法人の従業者のおおむね80%以上がその業務に引き続き従事していること
事業継続要件	分割事業が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること	子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること
役員要件	分割法人の役員又は使用人が分割承継法人の特定役員となること見込まれていること	子法人の特定役員の全てが現物分配に伴って退任するものでないこと

税制適格スピノフとなる要件として、スピノフ前に「支配関係がない」という点がポイントである。かかる考え方は組織再編税制では原則として支配関係の存在を基準に適格再編要件を構築していることとは趣を異にしている点が特徴的である。「支配関係がない」組織の典型例として上場会社を挙げることができることから、原則として上場会社が活用することを想定しているのではないかと考えられる。実際、上場会社の場合、現行の組織再編税制下では事業を分離する場合特殊な例外的なケースを除き、ほとんど非適格再編に該当してしまう。そのため、特に上場している外資系多国籍企業のグローバルでの事業分離事案では、「本国でスピノフは非課税となるのになぜ日本では課税されてしまうのか」という点につき詳細な説明を求められることが多い。税制はローカルルールであるので各国ごとに取り扱いが異なることは当然と言えば当然であるが、本稿では、税制改正大綱に基づき、今回の改正案でのスピノフ税制の導入が、税制におけるグローバルスタンダード化を意味するのかどうかという点に加え、スピノフ税制の実務的な活用を念頭に置いた場合に留意する項目につき速報的に解説する。

ポイント 1：スピノフ後も支配関係がないことが見込まれてなければならないこと

スピノフ等が数多く行われている米国企業の例を見ても、事業を切り出すだけの純然たるスピノフの事例は多くないと考えられ、**Reverse Morris Trust ("RMT")** と呼ばれる再編取引類型のように、事業の切り出しと当該事業の他の法人との結合（既存株主は当該他の法人の株式の交付を受ける）がセットとなる例が多い。

平成 29 年度税制改正大綱で示された適格要件のみで考えれば、事業の切り出し後に他の法人との結合が想定される取引は課税繰延とならないものと考えられる。もっとも、スピノフ後に支配関係がないことが見込まれているという要件の例外として、分割承継法人又は子法人が他の法人との適格合併によって支配関係が生じる場合が導入されれば、このような再編についても課税繰延となる可能性がある。

ポイント 2：スプリットオフが税制適格として想定されていないこと

近年の米国の事例を念頭に置けば、米国では株価の希釈化を避ける等の目的から分割承継法人又は子法人の株式を、自己の株式との交換で株主に交付する、あるいは交換することを選択する株主との間でかかる交換を行うスプリットオフが主流と考えられる。平成 29 年度税制改正大綱で示された税制適格要件では、スプリットオフが課税繰延となる余地はおおよそないと考えられる。

ポイント 3：税制以外の課題

上述のとおり今回導入されるスピノフ税制は、上場会社による利用を想定していると考えられるが、スピノフにより分割法人又は現物分配法人が交付する分割承継法人又は完全子法人の株式が金融商品取引所に上場されていない場合、非上場株式を受け取ることについては上場会社の株主の抵抗が強いと考えられる。分割承継法人又は完全子法人の株式を上場させるため、スピノフの文脈における利用を想定したテクニカル上場制度の整備なども検討されるものと考えられる。

なお、スピノフに係る株主の課税取り扱いについては税制改正大綱で課税繰延措置につき一定の言及があるが、上場会社の場合、役員や従業員にストックオプションを付与していることも多い。このような会社がスピノフをした場合、ストックオプションを整理する必要性が生じるが、かかる税務上の手当てについては税制改正大綱では示されておらず今後の課題となっている。

2. 現金対価のスクイーズアウト等の適格組織再編の判定

今回の税制大綱の税制改正案では、吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうちの対価要件について、合併法人又は株式完全親法人が被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式総数の $\frac{2}{3}$ 以上を既に有している場合には、その他の株主に交付する対価を除外して判定するとされている。

現行制度では、上場会社の株式の大部分を公開買付で取得した後の完全子会社化の手法として、金銭を対価とする合併又は株式交換を行い

非適格組織再編とした方が（長期的に考えた場合）税務上有利となる場合があり得る。

改正後は、このような金銭対価での完全子会社化は、対価要件のみでは非適格組織再編とはならなくなる。ただし、税制改正大綱での記述からすれば、 $\frac{2}{3}$ 以上の株式を有する大株主が存在する金銭対価分割については引き続き非適格再編と取り扱われることが想定されている。

この改正は平成 29 年 10 月 1 日以降に行われる再編取引について適用される。

3. 組織再編以外の完全子会社化の手法についての組織再編税制のあてはめ

現行制度では、全部取得条項付株式の端株処理や株式売渡請求による完全子会社化（スクイーズアウト）の取引については、これらはそもそも会社法上の組織再編行為ではないため税法上の組織再編の定義にも含まれておらず、その結果組織再編税制は適用されないことから、完全子会社となる法人の時価評価資産の再評価は行われない。ただし、完全親会社が連結納税を選択している場合には、完全子会社の時価評価資産の含み益が課税されることとなっている。

公開買付後の完全子会社化については、基本的に適格要件（従業員引継ぎ要件、事業継続要件等）を満たすことは困難ではないと考えられ、連結納税グループへの加入に伴う時価評価の対象外となるメリットが生じる改正と考えられる。ただし、このような完全子会社化の手法に組織再編税制の一環として位置付けられることにより、繰越欠損金が消滅し得る改正となるかにも留意する必要があるが、税制改正大綱の記述から推測するに、繰越欠損金の引継ぎ判定にまでは及ばないようにも思われる。

この改正は平成 29 年 10 月 1 日以降に行われる取引について適用される。

4. 連結納税開始又は加入及び非適格株式交換等の時価評価

現行制度では、連結納税を開始した場合又は内国法人が連結納税グループに加入する場合、非適格株式交換又は移転が行われた場合（完全支配関係がある場合を除く）には、一定の資産について時価評価をすることとされている。この場合、実務的に論点となっていたのは、いわゆる自己創設営業権が時価評価の対象に含まれるか否かということである。

税制改正大綱での改正案では、この時価評価が必要となる資産の範囲から「帳簿価額」（現行の「評価差額（時価と簿価の差）」）ではないが、1,000 万円未満の資産が除かれることとされているため、この自己創設営業権の時価評価の問題はなくなると考えられる。なお、伝統的な企業会計の考え方では自己創設営業権は資産として認識されず、またそもそも法人が取得していないと考えられる。このことから、その取得をした日に応じて償却限度額を計算する減価償却資産に関する法人税法の規定に照らせば、少なくとも明示的にはその法人が有する減価償却資産であるとは読めないという点で、自己創設営業権は改正前から時価評価の対象外であると解することにも相当の説得力がある

www.bakermckenzie.co.jp

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

（ただし当局の見解はやや曖昧で、全ての自己創設営業権を認識しろというわけではないが、これが存在する場合には時価評価を行う必要があるという見解を表明していたように見受けられる）。ともあれ、自己創設営業権認定課税の問題がないことが明確化されたことは納税者の予測可能性が向上するという意味では好ましい改正であろう。

この改正は平成 29 年 10 月 1 日以降に行われる取引について適用される。

[最初のページに戻る](#)

©2016 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。
法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。